

議案第13号

田川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月14日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正により、償還金の支払猶予及び償還免除等の関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

田川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第16条）」を「第5章 雑則（第16条・第17条）」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

「第5章 補則」を「第5章 雑則」に改める。

第5章中第16条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（田川市災害弔慰金等支給審査会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するため、田川市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、前項の規定による審査を要する場合に、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。